

社会福祉法人まこと 介護職員等特定処遇改善手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人まこと(以下「当法人」という。)給与規程に規定する厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき当法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善手当(以下「特定加算手当」という。)について必要な事項を定めることとする。

(支給対象者)

第2条 当法人と雇用契約を締結している、厚生労働省の定める介護職員特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

2 当法人の介護職員等の基準設定は次の各号に掲げる職員とし、事業所に対する配分職員は別表1の通りとする。

(1)「技能・経験のある介護職員」とは、基準月時点で原則当法人に10年以上勤務する介護福祉士資格を保有している介護職員とする。

(2)「他の介護職員」とは、基準月時点における前号の職員以外の介護職員(兼務職員については主たる職種)とする。

(3)「その他の職種」は(1)(2)に該当しない職員とする。但し、年収440万円以上の職員は対象外とする。

(財源)

第3条 第2条第1項に規定する者へ支給する手当の財源は、基準月による介護職員等特定処遇改善加算による収入の見込額とする。

(支給額の計算方法)

第4条 特定加算手当の支給額は、第3条に規定する加算見込額の範囲内において、当法人が定める額とする。

(1)基準月の介護報酬に基準月時点の事業所毎加算率を乗算して算出した金額を特定加算制度に規定された加算方法で計算した金額とする。

(2)各職員の基準月の勤務時間に比例して算出する。

(支給方法)

第5条 特定加算手当は基準月の翌月20日に給与として支給する。

(在籍の限定)

第6条 特定加算手当は、基準月に在籍していない者については支給しない。

(その他)

第7条 この要綱は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、交付の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

この要綱は、交付の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

社会福祉法人まこと 介護職員等特定処遇改善手当支給要綱

別表 1

| 介護報酬発生事業所名 | 手当が支給される職員 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 特別養護老人ホームしあわせの家 | 左記事業所の介護職員等特定処遇改善加算による収入の見込額から算出された特定加算手当を左記事業所及び法人本部に配属された職員に配分する |
| ショートステイしあわせの家 | |
| デイサービスセンターしあわせの家 | 左記事業所の介護職員等特定処遇改善加算による収入の見込額から算出された特定加算手当を左記事業所に配属された職員に配分する |
| 地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川 | 左記事業所の介護職員等特定処遇改善加算による収入の見込額から算出された特定加算手当を左記事業所に配属された職員に配分する |
| ショートステイしあわせの家寒川 | |